

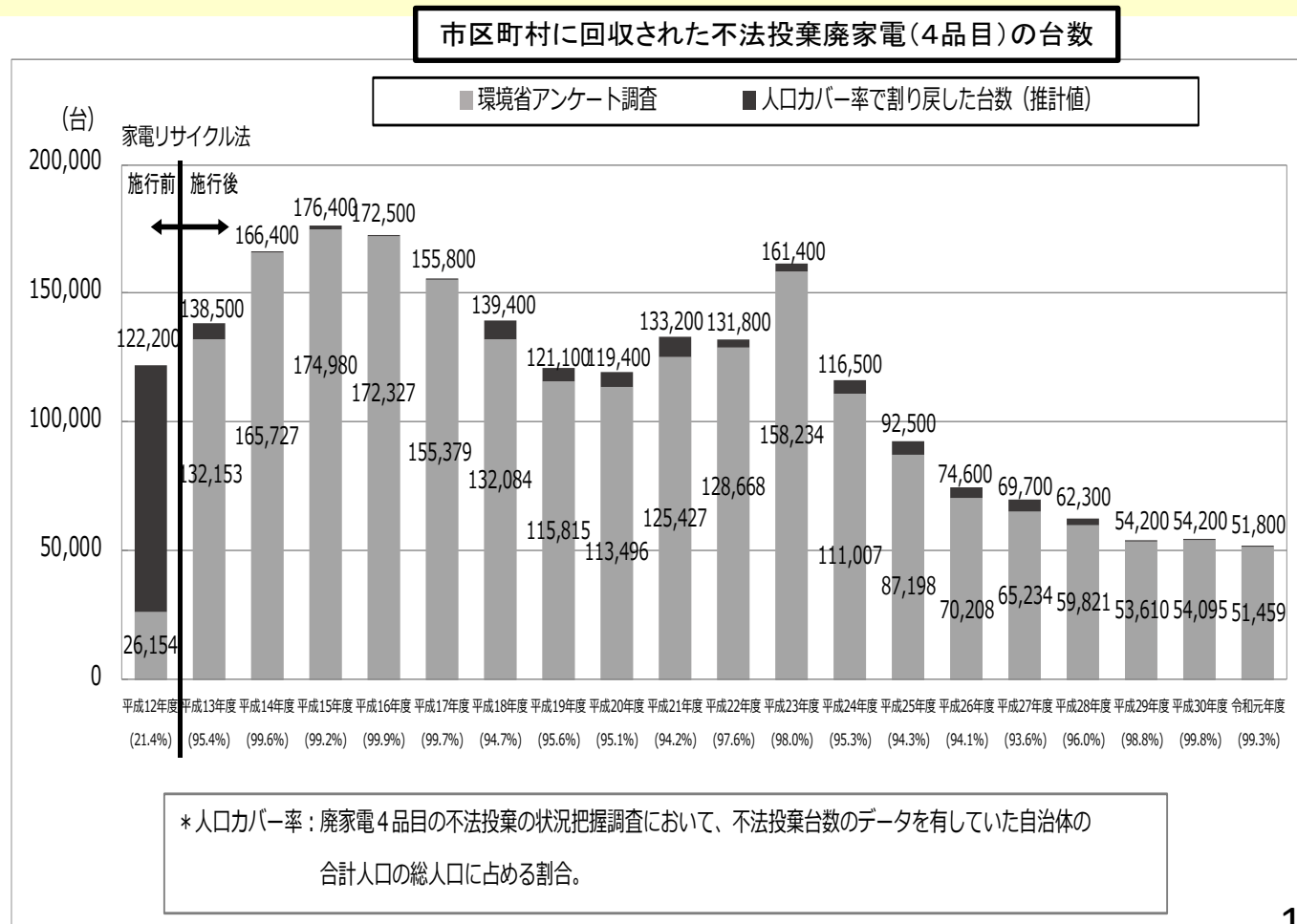
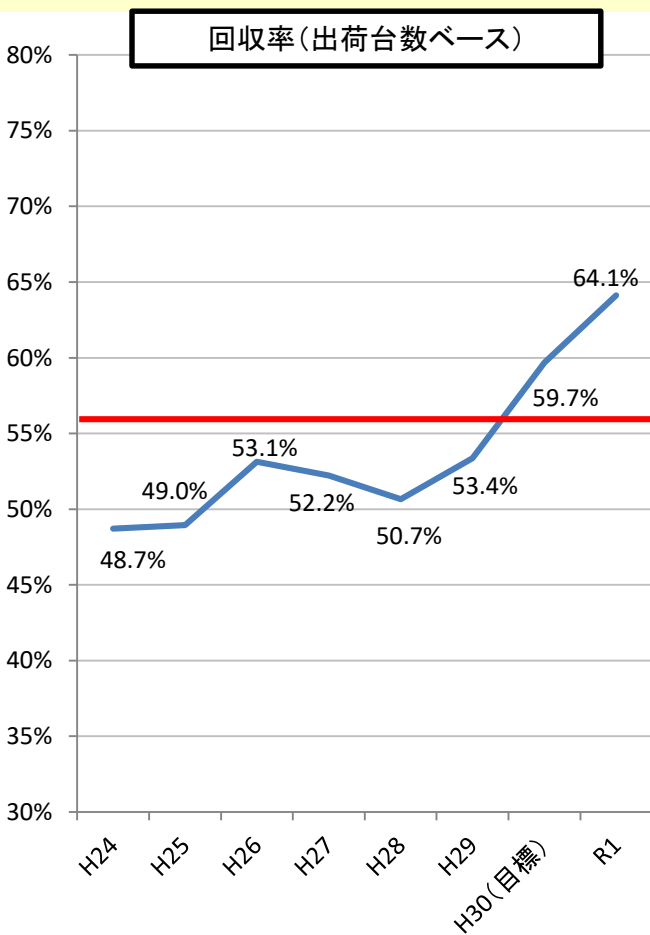
家電リサイクル料金制度について

令和3年10月12日

経 済 産 業 省
環 境 省

料金制度変更の議論について

- 平成26年の見直しにおいて、当時設けられた回収率目標に関して、「回収率が過去の実績を勘案して低い状況や、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄等の悪化の状況を改善することが困難であると考えられる場合には、その原因を分析し、購入時負担方式への移行も含めた制度的な見直しを行うことについて国は検討すべき」（報告書）とされた。
- 購入時に課金する方式（いわゆる前払い）に変更する目的と考えられている①回収率と②不法投棄は、いずれも現行制度の下で改善傾向。料金制度を変更するならば、変更によってこの2点をさらに発揮できることが必須となる。
- 他方、制度を変更することで生じる課題には、料金管理の複雑化などがあり、新たに必要となるコスト等の課題とのバランスを確保できるかが焦点。



現行料金制度の整理

- 現行の料金制度（排出時に料金負担する方式）についての特徴を整理。
- 制度変更にあたっては、現行で維持されている料金収受、運営機能等に支障を来さず、長期持続可能な制度である必要がある。

	特徴
収集運搬料金	<p>小売業者は、①事前に公表、②<u>適正な原価を勘案</u>し、排出者による適正な排出を妨げないよう設定（法第13条）。</p> <p>⇒「消費者に受け入れられる適正な原価」と「小売業者の収集運搬の距離や収集運搬コスト」のバランスに配慮 小売業者が収受し、直ちに収集運搬及びそれに付随する事務の費用に充てる。</p>
再商品化等料金	<p>製造業者は、①事前に公表、②設定に当たり<u>適正な原価を上回ってはならず</u>、排出者による適正な排出を妨げないよう配慮、③事前に公表した料金以外の料金を請求してはならない（法第20条）。</p> <p>小売業者が収受してRKCを通じ製造業者等が受領（郵便局支払方式の場合はRKCが収受）。直ちに再商品化等に係る費用に充てる。</p> <p>⇒料金の適正性は、コストの内訳も含め合同会合でモニタリング。品目・サイズで細分化されている。</p>
負担と排出、再商品化の時期	<p>排出者が排出時に排出する製品のリサイクルについて料金を支払う。</p> <p>製品の長期使用が期待される（ただし、支払い忌避の可能性もある）。</p> <p>リサイクルコストが料金に反映されやすく、過不足が発生しにくい。</p>
事務コスト	<p>料金負担と再商品化等実施の時期が近似しているため、料金管理かつ製品使用者の管理が不要となっている。</p>
制度的コスト	<p>既販品・外国において購入された製品、撤退した製造業者等の製品に対しても料金が支払われるため、どのような製品であっても排出方法は同じ。</p>

料金制度変更により生じる主な課題

将来充当方式

当期充当方式

○共通課題1 収集運搬料金の扱い

料金支払い忌避を防ぐためには、収集運搬料金の支払いも前払いとすべきと考えられるところ、将来生じる収集運搬料金をあらかじめ収集することは困難であり、前払いへの変更による**適正な排出を促進する効果は限定的**となるのではないか。

○共通課題2 排出と料金負担の不一致による課題

前払いへの変更で**排出時に料金負担を行わない**ことにより、フリーライダーの対応、料金管理等の仕組みの複雑化によるコスト増、製品の長期使用効果への期待が弱まる可能性があるのではないか。料金の負担者は、製品の第一購入者、排出者のどちらであるべきか。

【資金管理法方式】

- ・既製品の対応
- ・財源の過不足リスク
- ・資金管理コスト
- ・リサイクル費用予測が困難

【個社管理方式】

- ・既製品の対応
- ・財源の過不足リスク
- ・資金管理コスト
- ・税負担
- ・義務者不存在リスク
- ・リサイクル費用予測が困難

【資金管理法方式】

- ・財源の過不足リスク
- ・一定の資金管理コスト
- ・排出者と負担者の不一致

【個社管理方式】

- ・財源の過不足リスク
- ・一定の資金管理コスト
- ・排出者と負担者の不一致
- ・税負担
- ・義務者不存在リスク

製品価格内部化方式の主な課題

- ・収集運搬のあり方や料金の扱いについては、他方式と同様に検討が必要。
- ・排出時に料金を支払わないことにより生じる課題につき、他方式と同様に検討が必要なものがある。
(財源の過不足、製造業者等の事業撤退・倒産による義務者不存在、フリーライダー対応、税制上の措置等)
- ・消費者、排出者の負担が明示されないことにより、製品の長期使用効果等への期待が薄まる可能性がある。
- ・その他、料金を誰がいくら負担しているのかが見えにくくなることで、関係者間の費用負担のバランスを取りにくくなるおそれ等。

料金制度変更により生じる課題（共通部分）

<共通課題1 収集運搬料金の扱い>

前払い制への移行の目的と考えられている回収率の向上、不法投棄の抑止という適正な排出の促進効果を最大限発揮するためには、排出時のコストを徹底的に小さくすることが必要。



購入時課金とする場合、収集運搬料金の設定、收受、管理システム・管理主体をどうするか。
現行のままとする場合、適正排出促進の目的達成が不十分となり得る点をどう考えるか。

参考

2006年見直し時の審議会において収集運搬料金の実態調査をした際は、
買換えの場合で最小金額0円、最大金額約40,000円（最頻値はおよそ1,501円～2,000円台）
回収のみの場合で最小金額0円、最大金額約24,000円（最頻値はおよそ1,501円～2,000円台）という調査結果あり。

<共通課題2 排出と料金負担の不一致による課題>

- ・すべての小売業者（EC事業者を含む。）の販売台数把握と確実なりサイクル料金徴収の仕組みが必要。
- ・徴収したリサイクル料金を一定期間管理する仕組みが必要。
- ・海外メーカー製品を直接購入する場合なども含め、排出時まで製品情報を管理する仕組みが必要。
- ・製品価格に内部化する場合、各製造業者等の負担度合いや倒産、事業撤退に対する影響への対応が必要。



仕組みの複雑化によるコストの増加にどのように対応するか。
コスト増加に伴いリサイクル料金が上昇する点について消費者の理解を得られるか。
また、消費者に転嫁できないコストの負担は誰が行うべきか。

変更モデル①将来充当方式の主な課題（資金管理法人、個社管理）

<既製品の対応>

・既製品については現行の排出時負担方式が適用され、引き続き排出時に料金を支払う必要があると考えられる。

長期間の二制度の並存にどう対応するか。（不適正排出の誘因、支払い済製品の識別、買換え時に二台分のリサイクル費用を同時負担）

<資金管理、情報管理の対応>

- ・小売業者（EC事業者含む）の全てから販売台数を把握し、確実にリサイクル料金を回収する仕組みが必要。
- ・回収した料金、製品情報を長期に管理し、リサイクル時に支払う等の業務をする組織が必要（下記資金管理法人）。
（※家電1台あたり2,000円とすると、2,000円×1,400万台（年間排出）×10年（排出までの年数）=2,800億円の資金を常時管理することになり得る。）
- ・消費者が他の消費者に転売、譲渡した場合の料金の取扱いについて検討が必要。
（※還付する→コスト等を誰が負担するか。還付しない→譲受けユーザーの負担は減るが、第一購入者のみに負担。）

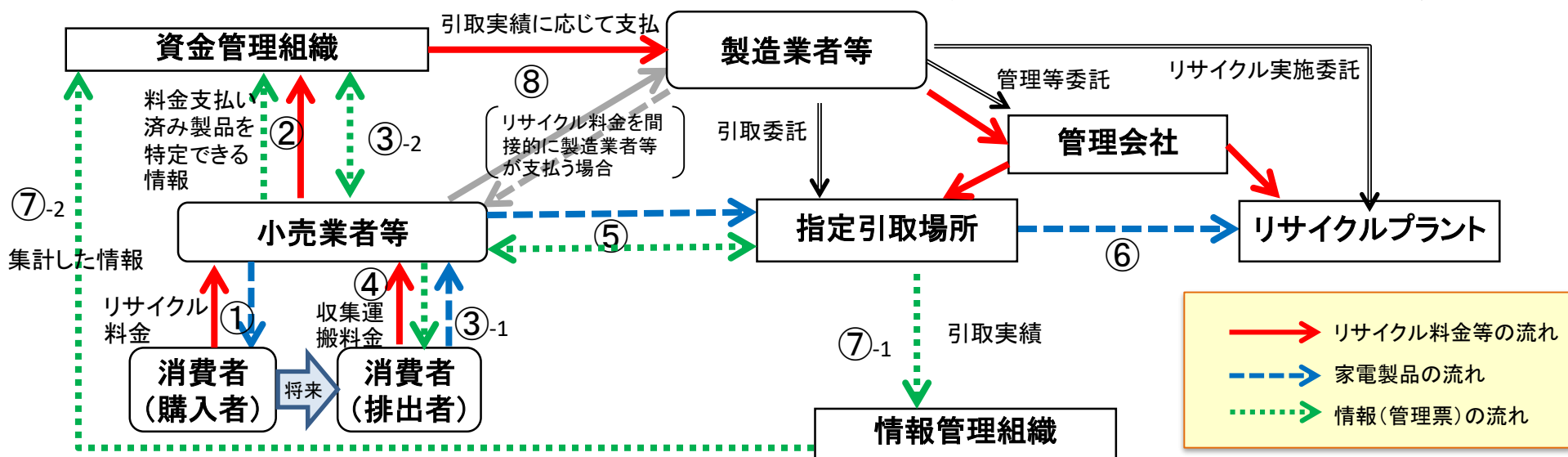
仕組みの複雑化に係るコスト増をだれが負担するか。それに伴うリサイクル料金の上昇について消費者の理解が得られるか。

<財源の過不足リスク>

- ・将来のリサイクル費用の予測が困難であり、徴収過多・過少のリスクが大きい。
- ・費用を製品価格に内部化するなど、料金を個社管理とすることで、資金管理組織による管理コスト等を低減し得るが、個社の倒産、事業撤退による義務者不存在リスクがある。また、個社で管理する資金には法人所得税が課せられるおそれ。

事業者の負担増やリサイクル時の財源過不足にどう対応するか。

スキーム例 ※資金管理法人方式でリサイクル料金は小売から徴収。個社管理方式の場合は、下記資金管理、情報管理の業務も製造業者等で担う。



変更モデル②当期充当方式の主な課題（資金管理法、個社管理）

<財源の過不足リスク>

- ・当期の排出台数分の処理コストについて、販売台数に基づき料金が徴収される。排出台数と販売台数の正確な予測は困難であり、回収したリサイクル料金の総額と費用の総額に乖離が生じた場合の対応が必要。（余剰又は不足が出た場合、資金の繰り越し又は補填をどうするか。余剰は課税対象となるおそれ。）

資金管理法の場合、当期の国内の排出台数と販売台数のバランスを見てリサイクル料金を決定することとなるため、品目又は大小区分ごとに全国一律料金となり、料金引下げ効果が期待しにくい。赤字の場合の補填をどうするか。

個社管理の場合、個社で排出台数と販売台数のバランスを見てリサイクル料金を決めることになるため、赤字の場合には個社補填となり得る。（製品価格に内部化する場合も個社でバランスを見て、赤字に備えた補填の検討が必要。加えて製品価格が毎年変動し得るリスクがある。）

いずれの場合も、排出台数と販売台数のバランスが著しく崩れた場合には、製造業者等の負担が過大あるいは過小となり、持続可能といえないのではないか。

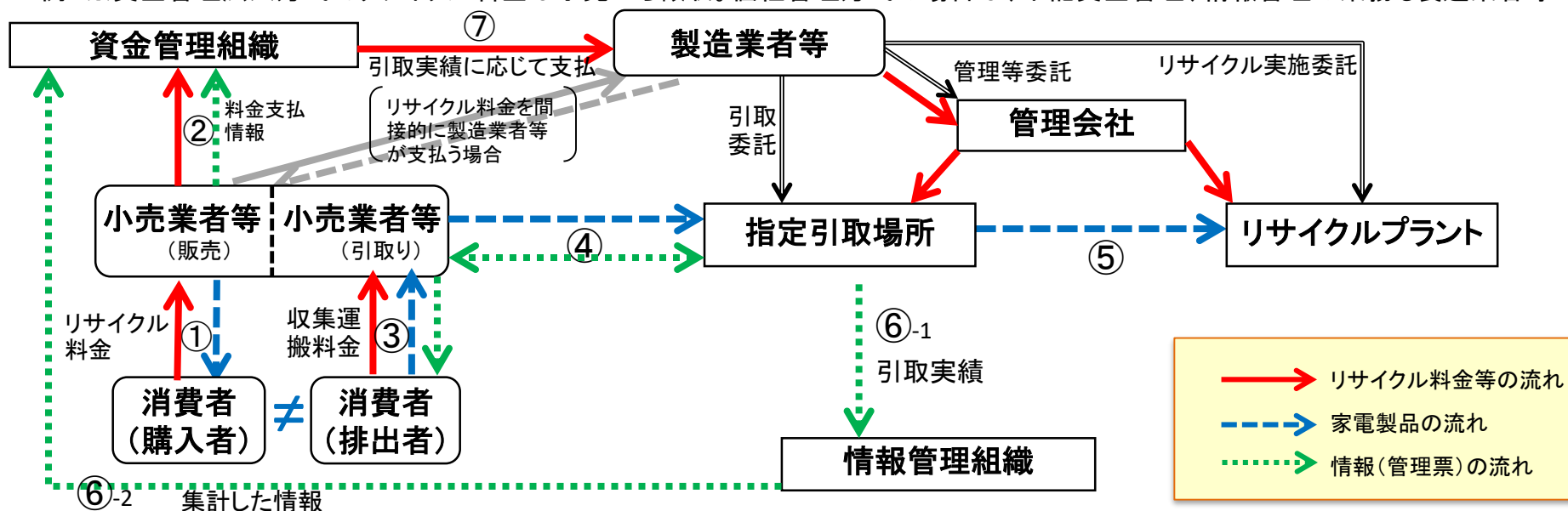
<排出者と負担者の不一致>

- ・新規の消費者にとって、自ら排出していない製品のリサイクル費用を支払うことになる。

受益者と負担者が異なる点について法律的な整合性をどのように考えるか。

※上記に加え、資金管理対応、情報管理対応も一定程度必要である点は将来充当と同じ。

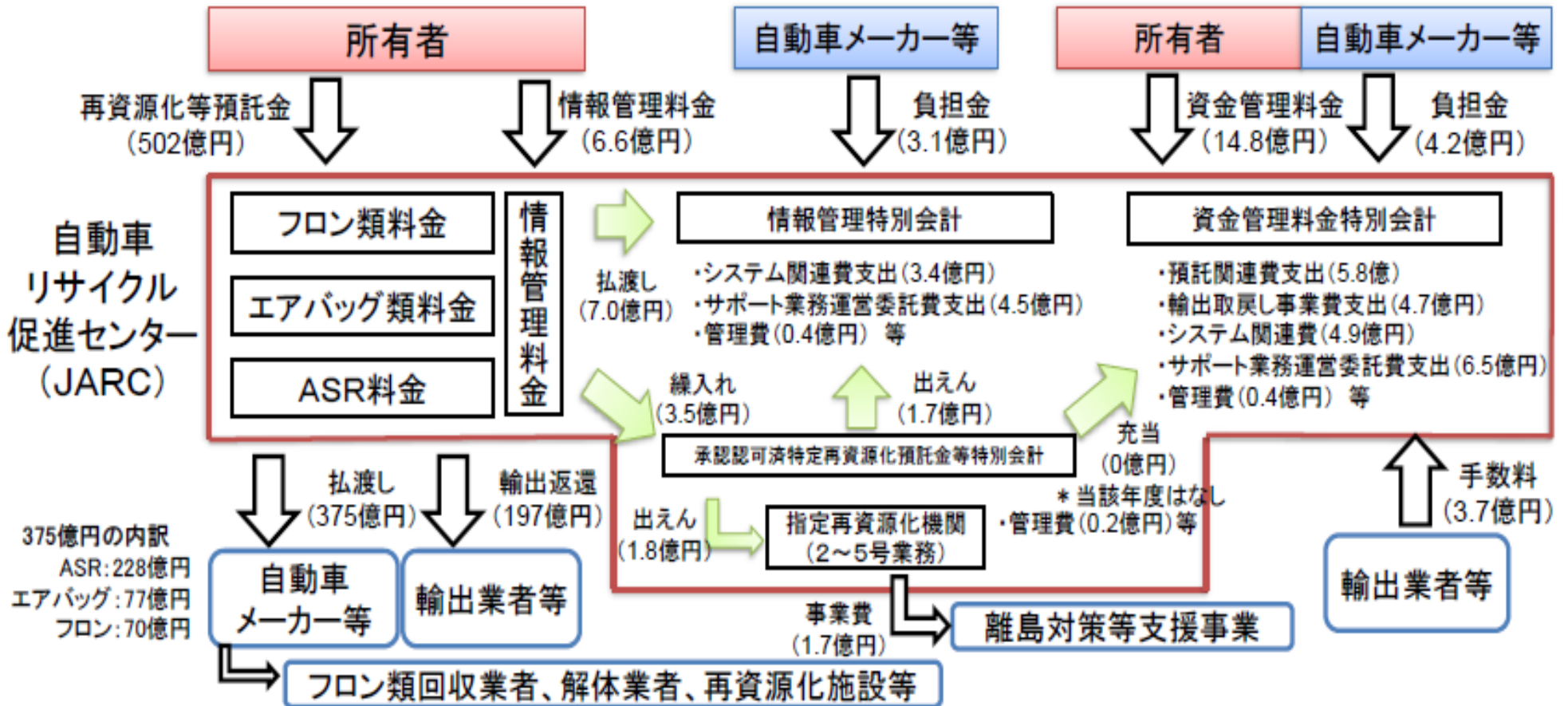
スキーム例 ※資金管理法方式でリサイクル料金は小売から徴収。個社管理方式の場合は、下記資金管理、情報管理の業務も製造業者等で担う。



(参考)自動車リサイクルの例

- ・ 自車充当方式（製品購入時払いと資金管理法方式）を採用している自動車リサイクルにおける資金の流れは以下のとおり。
- ・ 特定再資源化物品（フロン類、エアバッグ類、ASR）処理費用以外に、情報管理料金、資金管理料金がリサイクル料金に含まれている。

【令和元年度における資金の流れ】



(参考)自動車リサイクルの例

- 現行の自動車リサイクル制度施行当時における費用分担の考え方は以下のとおり。
- イニシャルコストは全額自動車メーカーが負担、ランニングコストはメーカーとユーザーとで一部折半して負担。

イニシャルコスト	資金管理法人 情報管理センター 指定再資源化機関	資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム構築費用と2005年度までの指定法人の施行準備に要する人件費等(人員約1,000人)	メーカー・輸入業者	約142億
ランニングコスト	資金管理法人	①資金管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等 ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用 ③リサイクル料金の預託収受に要する費用と資金運用に要する費用 ④独立性・公開性の確保に要する費用	①メーカー・輸入業者 ②メーカー・輸入業者とユーザーで折半 ③ユーザー ④ユーザー	
	情報管理センター	①情報管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等 ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの普及に必要な費用	①メーカー・輸入業者 ②メーカー・輸入業者とユーザーで折半	約32.5億 【令和元年度資金の流れ】 赤枠部分より概算)
	指定再資源化機関	①小規模自動車メーカー・輸入業者から委託を受けて実施する再資源化等業務に要する費用 ②離島対策・不法投棄対策事業に要する費用	①メーカー・輸入業者 ②剰余金	
	事務統括部	①JARC自体の管理部門の人件費・施設管理費等(指定3法人の管理業務に係る経費を含む)	関係9団体賛助会費	

(参考)自動車リサイクルの例

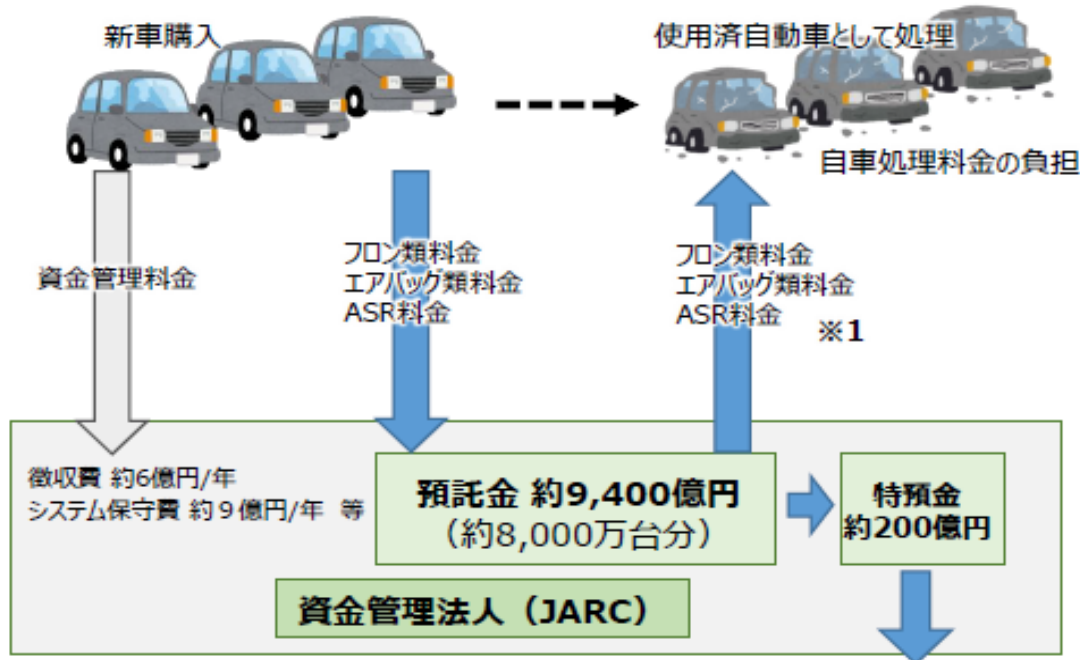
- 自動車リサイクルにおいては自車充当方式から他車充当方式への変更について検討が行われているが、他車充当方式に変更するためには、法制定時に指摘されていた問題に加え、預託金返還に伴う多額のコストへの対応が必要、と整理されている。

他車充当方式(年金方式)に変更する場合の主な課題

制度発足時に指摘された「**受益者と負担者が異なること**」や「**新車販売数と使用済自動車数によって料金変動する**」等の問題。現在JARCが管理している預託金(約9,400億円)の取扱い。

- 既存の預託金は、現行法で定める目的で使われることがなくなるため、ユーザーへの返還が原則。
- 既存の預託金を返還するためには、通知、事務手続、返金手数料等多額のコストが発生するほか、誰が負担するかという問題。(仮に振込手数料を300円/件とした場合、手数料のみで8,000万台×300円=240億円必要。これはJARC事務局経費の数十年分に相当。)
- 他車充当方式ではシステム維持費は低減するものの、**料金徴収・管理等のため公的機関等が必要**であり、引き続きコストが発生。

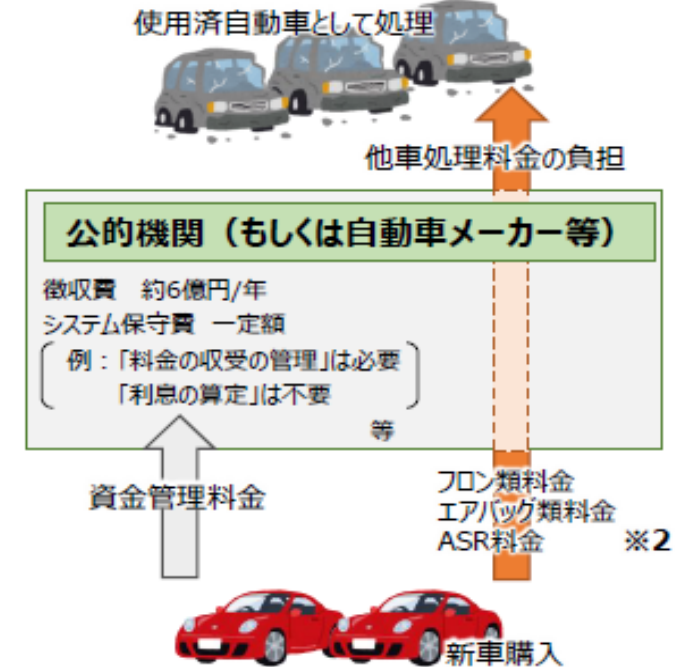
<現在(自車充当方式)の例>



※1 新車購入時に預託した預託金と当該預託金に付される利息により払渡し

・離島・不法投棄対策
・自動車リサイクルシステムの大改造
・リサイクル料金の割引 等

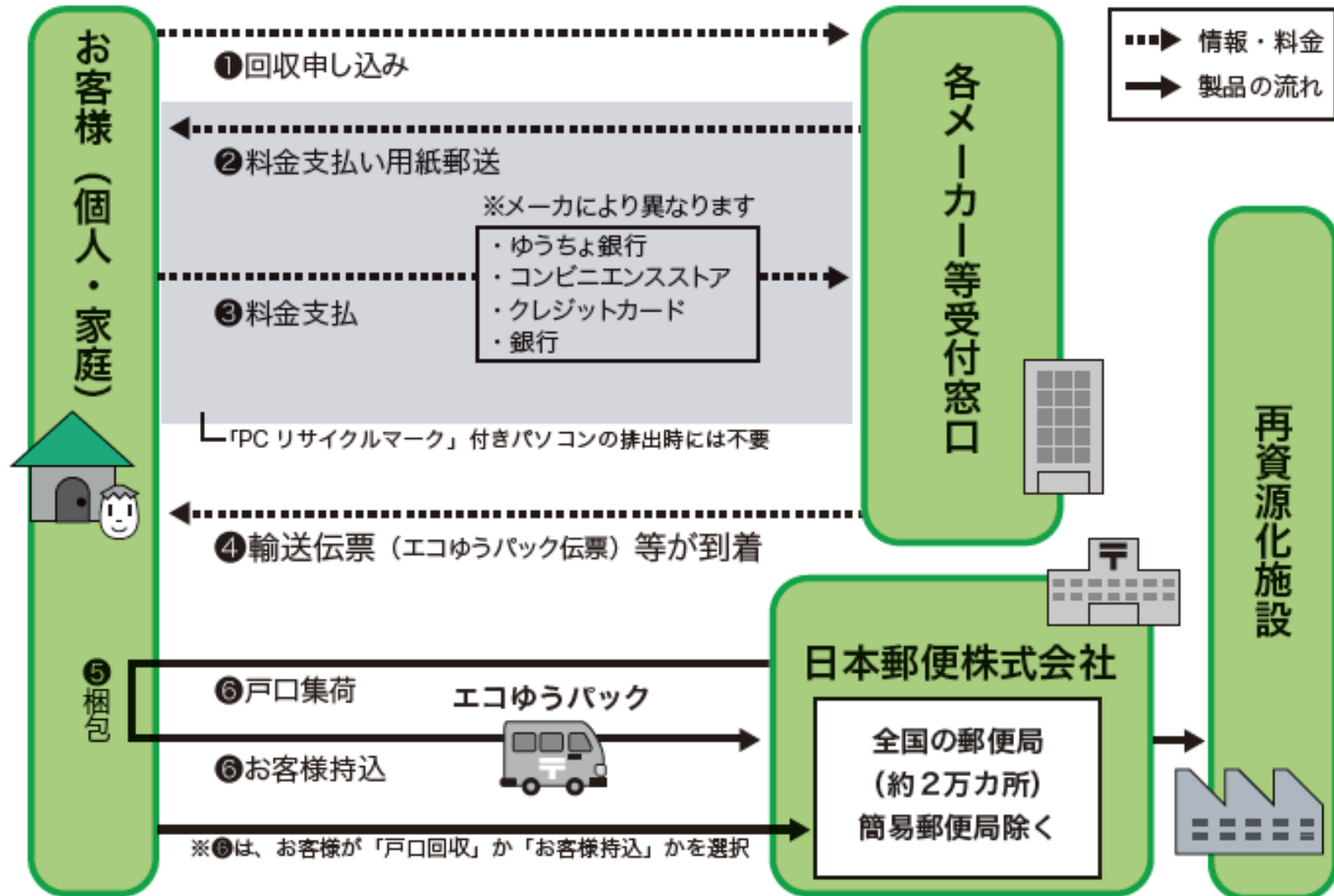
<方式変更後(他車充当方式)のイメージ>



※2 当該年の使用済自動車数と新車販売数の関係で変動

(参考)PCリサイクルの例

- 一般社団法人パソコン3R推進協会が実施する家庭系PCリサイクルの流れは以下のとおり（PC3R協会の会員メーカーに限る）。



※メーカーによっては、独自回収ルートを設定する場合があります。

(参考)不法投棄された家電4品目のリサイクルに係る費用(試算)について

○令和元年度の不法投棄回収台数^{※1}と一般的なリサイクル料金から、不法投棄された家電4品目のリサイクルに係る費用を以下のとおり試算した。

○令和元年度の不法投棄回収台数のデータを取得している市区町村の不法投棄された家電4品目のリサイクルに係る費用の合計は、約1億3700万円であった。

	令和元年度不法投棄回収台数[台]	不法投棄された家電4品目のリサイクルに係る費用 ^{※2} [千円]
エアコン	1,278	1,265
ブラウン管式テレビ	16,624	31,087
液晶・プラズマ式テレビ	12,706	30,749
冷蔵庫・冷凍庫	12,279	52,002
洗濯機・衣類乾燥機	8,572	21,687
合計	51,459	136,789

※1 環境省の市区町村へのアンケート調査結果による。

※2 一般的なリサイクル料金を乗じて試算。大小区分のある品目は料金の平均値を採用した。リサイクルに係る費用には、収集運搬料金は含まれていません。

(参考)不法投棄未然防止事業協力

○家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合(概ね50%)を製造業者等が助成する制度。

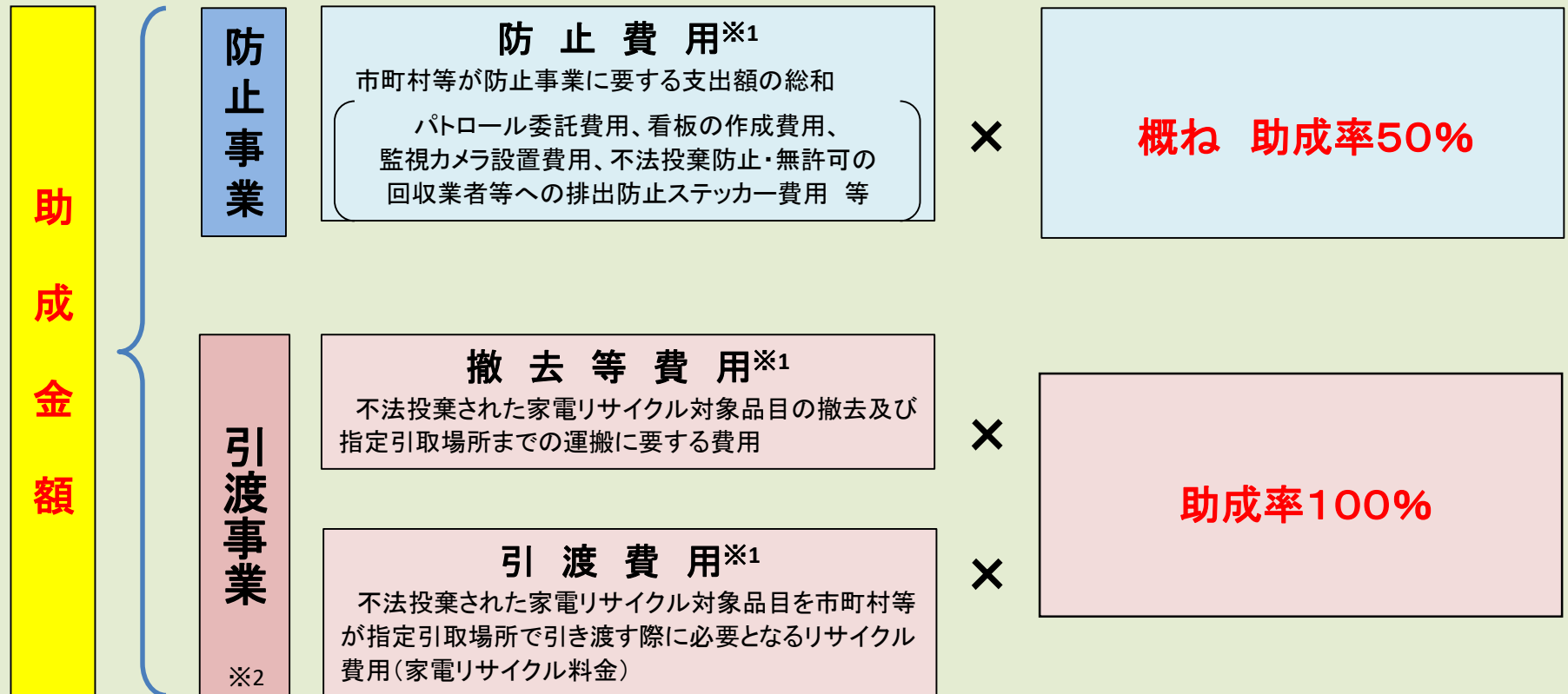
○事業の実施期間 毎年1月～12月(12か月間)

○事業の募集期間 事業前年の7月初旬～9月中旬

○詳細は <https://www.aeha.or.jp/recycle/koubo/> または

一般財団法人家電製品協会 事業協力室 kyouryoku@aeha.or.jp までお問合せください

<制度概要> ※引渡事業のみの実施は助成の対象となりません。



※1 助成対象の費用については、応募の内容に基づき上限額が設定される

※2 防止事業の期間のうち連続した3ヶ月間実施

料金制度に関する今後の検討案

- 現状、制度変更には多様な課題があり、また現行制度がこの20年で定着して運用されている中で、現時点で十分な目的達成の見通しがたたない制度変更に対してコストをかけるべきか、今回のタイミングで料金制度を見直すことが適当かどうか。（回収率向上と不法投棄減少のための対策は引き続き必要）
- 今後の社会経済環境の変化等も踏まえれば、現行制度や制度変更の課題等に関する議論は別の検討会等に引き継ぐこととしてはどうか。

検討目的

現行の料金制度の変更が、不法投棄の減少、回収率の更なる向上という目的の達成に対して効果を発揮できるか。

検討内容

現行制度及び制度変更の課題等に関する技術面の内容。

検討のポイント

社会経済環境の変化（製品のコモディティ化、輸入販売、EC事業者の増加、人口減少、サービス多様化等）
法制度、税制度上の課題
制度の複雑化による管理コスト増加及び当該コストの負担者
コスト差が生じた場合の充当方法、対応方法
既販品への対応
DfE及びEPRの観点
料金のバリエーション（当期充当／将来充当）
料金の高騰化リスク対応
料金部分の見直し上記目的達成のための手段として適切と言えるのか 等